

平成 25 年 3 月
厚生労働省労働基準局

建設業における足場からの墜落防止措置の実施状況に係る調査結果について

1 趣旨・目的

労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）に基づく足場からの墜落防止措置の確実な履行や、安全衛生部長通達（平成 21 年 4 月 24 日付け基安発第 0424003 号「足場等からの墜落等に係る労働災害防止対策の徹底について」。なお、同通達は、平成 24 年 2 月 9 日付け基安発 0209 第 2 号「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱の策定について」に発展・充実）で示した「手すり先行工法」をはじめとする「より安全な措置」の一層の普及に資するため、その実施状況等について把握するとともに、問題が認められる場合には指導を行うことにより、もって、建設業における足場からの墜落・転落災害の更なる減少を図ることを目的とする。

（※）足場からの墜落・転落災害を防止するため、平成 21 年 6 月 1 日より省令を改正し、対策を強化しているところであり、これと併せて、「より安全な措置」として、「手すり先行工法」の採用等を安全衛生部長通達で示し、指導を行っている。

2 調査対象

原則として、平成 23 年 11 月 1 日から平成 24 年 1 月末までに都道府県労働局・労働基準監督署の担当官が立入った建設現場のうち、高さ 2 メートル以上の足場が設置されていた「3, 6 5 7 現場」について、当該現場に設置されている「主たる足場」を対象に調査を実施した（対象現場の工事種別や足場の種類等の内訳については[図－1 から図－6](#)のとおり）。

3 調査結果

安衛則や安全衛生部長通達に定める足場からの墜落防止措置の実施状況や足場の点検の実施状況、足場からの墜落・転落災害の発生状況等について実態調査を行った（[図－7 から図－16](#) 及び表－1、表－2）。調査結果の概要は以下のとおり。

（1）安衛則に基づく墜落防止措置の実施状況について

- 調査対象とした現場（3, 6 5 7 現場）の約 77%において、安衛則に基づく墜落防止措置が実施されている（[図－7](#)）。

（2）手すり先行工法の採用状況について

ア 全体について

- 対象現場の（3, 6 5 7 現場）の約 34%において、安全衛生部長通達で示した「手すり先行工法」が採用されている（[図－8](#)）。
- 発注者別で見ると、「国」発注の工事が約 64%と最も高くなっており、「民間」発注の工事が約 23%と最も低くなっている（[図－8](#)）。
- 工事種類別では、「土木工事」が約 43%と最も高くなっており、「木建工事（低層住宅工事）」が約 18%と最も低くなっている（[図－10](#)）。

イ わく組足場について

- ・ 対象現場のうち、「手すり先行工法」が主として適用される「わく組足場」が設置されていた現場（2，207現場）の約44%において、安全衛生部長通達で示した「手すり先行工法」が採用されている（図－9）。
- ・ 発注者別で見ると、「国」発注の工事では約80%と最も高くなっており、「民間」発注の工事が約28%と最も低くなっている（図－9）。
- ・ 工事種類別では、「土木工事」が約72%と最も高くなっており、「ビル建築工事」が約40%と最も低くなっている（図－11）。

（3）足場の「組立・変更後点検」の実施状況について

- ・ 対象現場（3，657現場）の約80%（「一部未実施」も含めると約86%）において、安衛則に基づく「組立・変更後点検」が実施されている（図－12）。
- ・ 点検の実施者について見ると、全体の約51%が安全衛生部長通達で示した「教育を受けた作業主任者等」によって実施されている。なお、「第三者」による実施は約0.6%となっている（図－13）。
- ・ 点検時における「チェックリスト」の活用状況について見ると、全体の約60%において安全衛生部長通達で示した「チェックリスト」を活用している（図－14）。
- ・ 点検結果の記録・保存の状況について見ると、全体の約79%において安衛則に基づく記録・保存が実施されており、約57%について安全衛生部長通達で示した「チェックリスト」が活用されている（図－15）。
- ・ また、点検結果の記録・保存の状況について、「チェックリストの活用の有無」別に見ると、「チェックリストを活用していない現場」においては、記録・保存を行っている現場の割合が約50%となっている一方、「チェックリストを活用している現場」においては、記録・保存を行っている現場の割合が約94%と高くなっていることから、活用したチェックリストがそのまま記録・保存にも役立てられているものと考えられる（図－16）。

（4）足場からの墜落・転落災害の発生状況について

ア 労働災害の発生状況

- ・ 対象現場（3，657現場）における足場からの墜落・転落による労働災害（休業4日以上）の発生状況について見ると、全体で53（うち、死亡3人）となっており、その内訳は、「通常作業時」が43人（うち、死亡2人）、「組立・解体時」が10人（うち、死亡1人）となっている（表－1）。

イ 一人親方による災害の発生状況

- ・ また、今回の調査において把握することができた「一人親方」による足場からの墜落・転落による災害（休業4日以上）については、全体で4人となっており、その内訳は、「通常作業時」が3人（うち、死亡1人）、「組立・解体時」が1人（うち、死亡なし）となっている（表－2）。

4 過去の調査結果との比較について

今回実施した調査結果について、これまでに公表した調査結果（平成21年度分及び平成22年度分）と比較すると、以下のような傾向が見られた。

（1）安衛則に基づく墜落防止措置の状況について

- ・ 安衛則に基づく墜落防止措置の実施状況について、平成21年度分の調査結果においては約91.7%の現場において墜落防止措置が実施されていたが、平成22年度分についてはその割合が約75.0%と大幅に低下し、今回の調査結果においても約76.6%となるなど、前回と比較して若干の増加は見られるものの低調な状況となっている。（[図—1.7](#)）。

（2）手すり先行工法の採用率について

- ・ 手すり先行工法の採用率について、調査対象全体における採用率、手すり先行工法が主として適用されるわく組足場が設置された現場における採用率ともに増加傾向にあるが、大幅な増加とはいえない状況となっている。（[図—1.8](#)）。
- ・ また、民間工事における採用率について見ると、調査対象全体における採用率、手すり先行工法が主として適用されるわく組足場が設置された現場における採用率ともに過去の調査結果と比較して大幅な増加が見られた。（[図—1.9](#)）。

（3）「組立・変更後点検」について

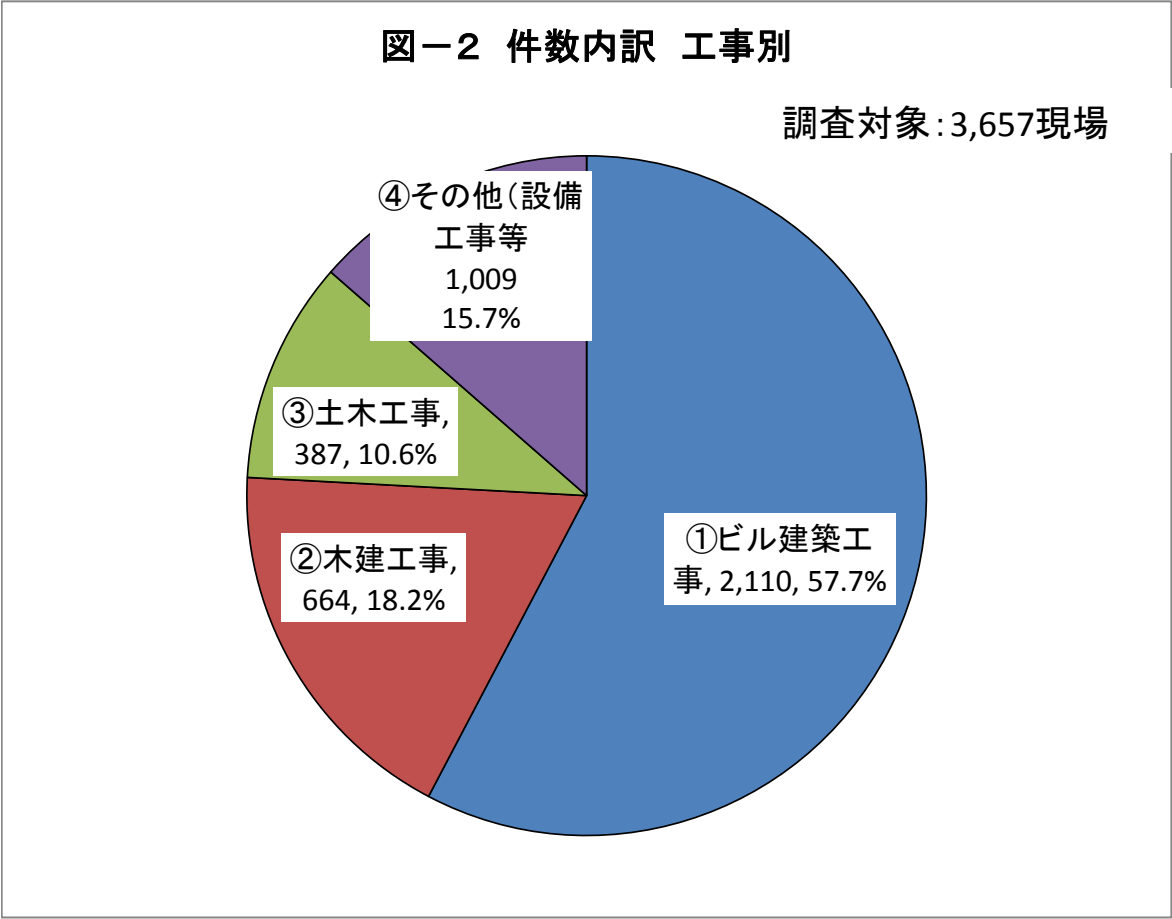
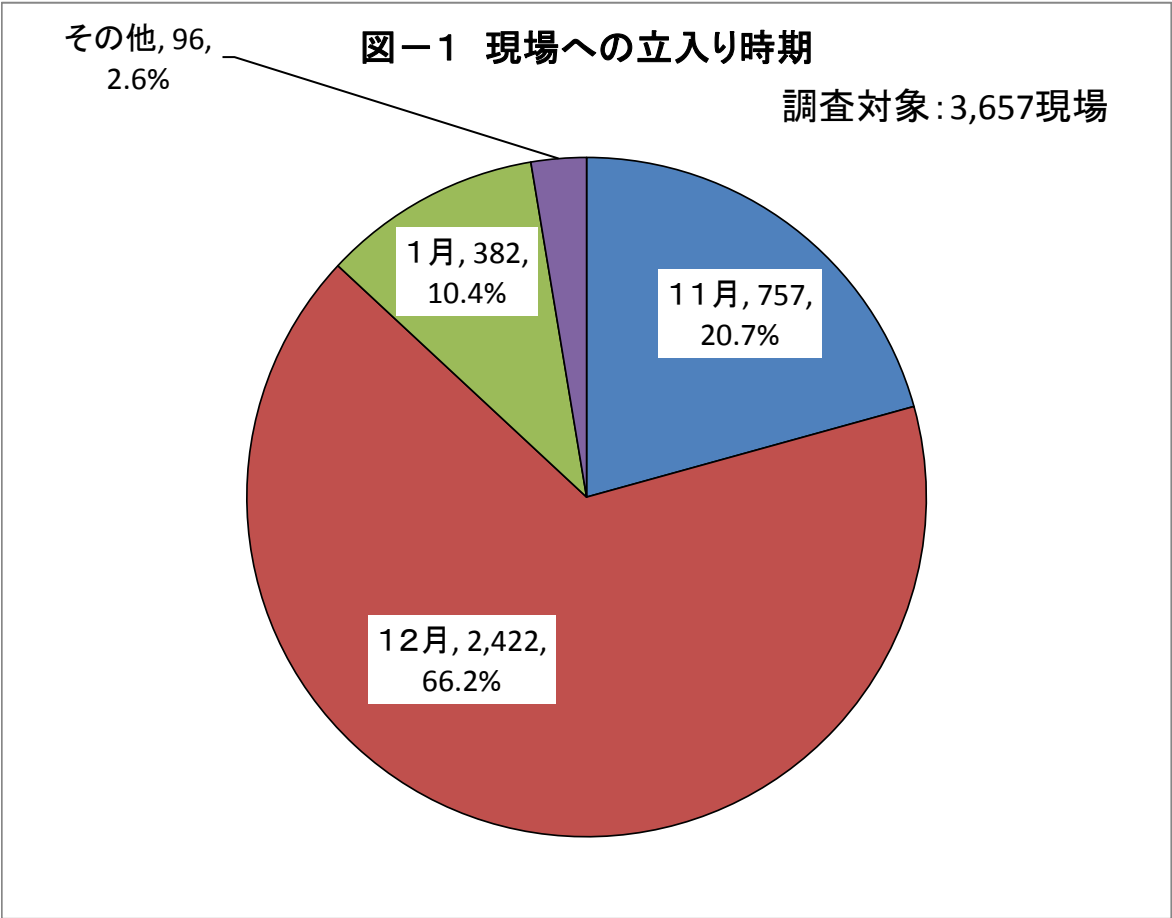
- ・ 安衛則に基づく「組立・変更後点検」の実施率については、約79.6%と前回の調査結果から5.2ポイントの増加が見られたほか、点検の実施者についても、安全衛生部長通達で示した「教育を受けた作業主任者等」によって実施されている割合は51.2%と前回の調査結果から3.8ポイントの増加が見られた。
- ・ なお、チェックリストの活用や点検結果の記録・保存を実施している現場の割合については、前回の調査結果から若干の増加が見られた。

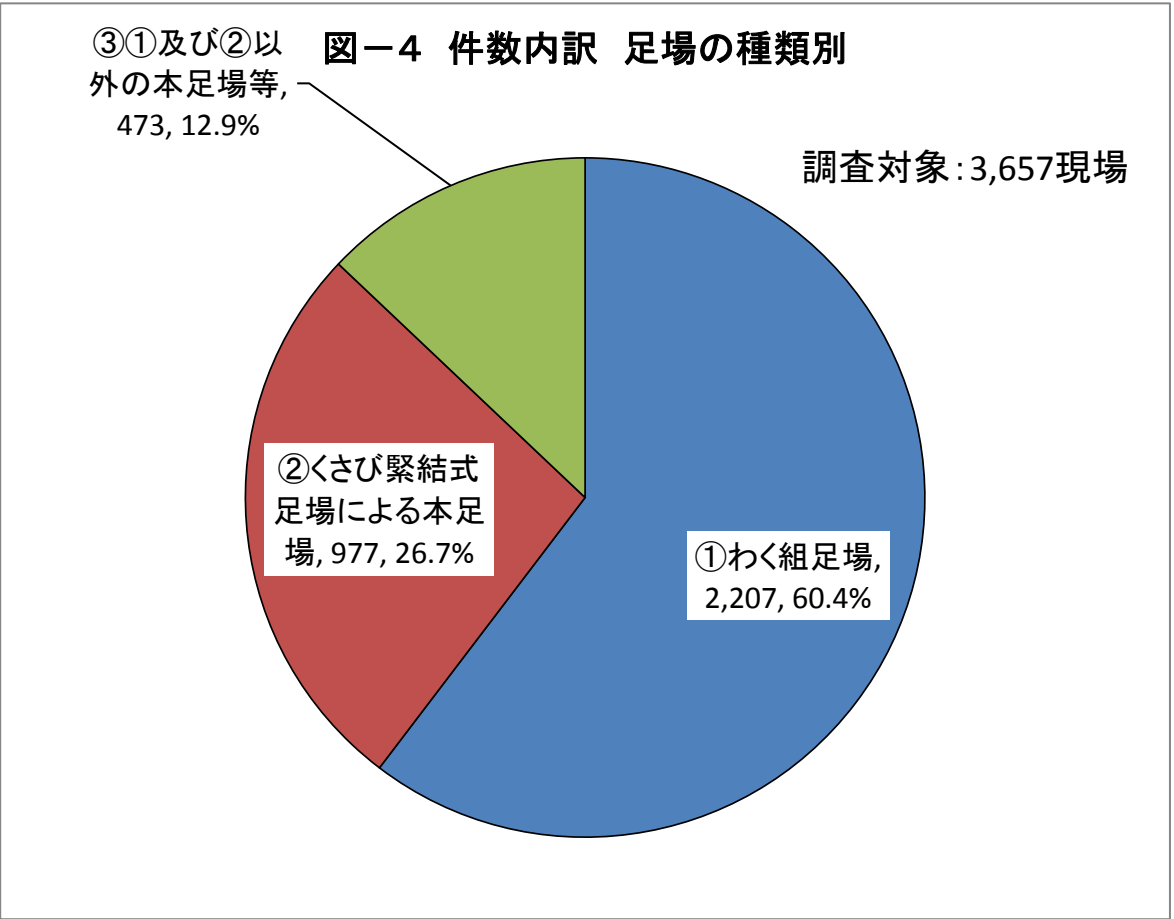
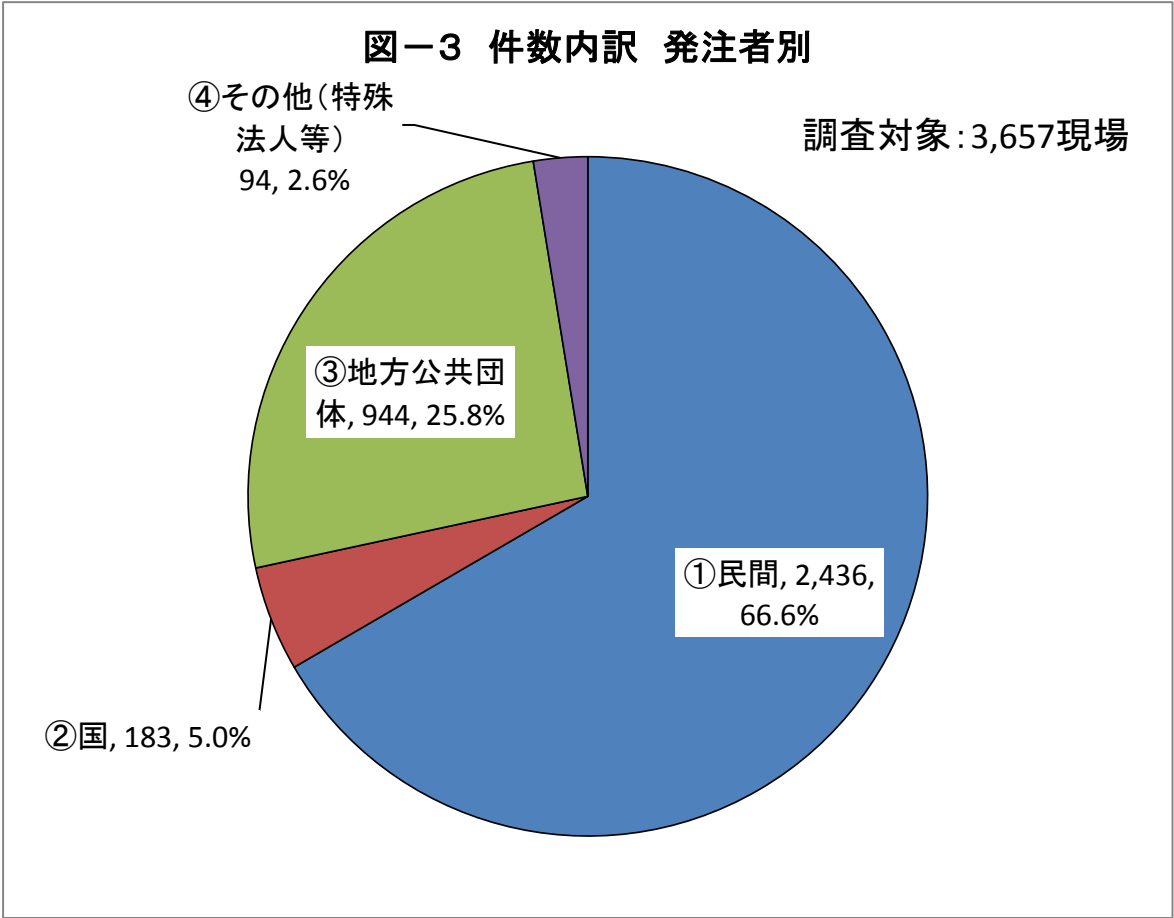
5 今後の対応について

本調査の結果、安衛則に基づく措置の実施状況が低調な状況となっていることが明らかとなったところであるが、これまでに取りまとめられた「足場からの墜落防止措置に関する効果検証・評価検討会報告書」（平成21年度発生分及び平成22年度発生分）によると、足場からの墜落・転落災害の9割以上が安衛則に基づく措置に不備が認められた事案であったことを踏まえると、足場からの墜落・転落災害を防止するためには看過できない状況にあると考えられる。

このため、厚生労働省としては、過去に実施した調査結果や上記報告書等の内容を踏まえ、平成24年2月に「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」を策定し、同要綱に基づき、設計・計画の段階からリスクアセスメントの視点を踏まえた効果的な対策が現場の実情に応じ適切に実施されるよう、事業場等に対する集団指導や個別指導等の際はもとより、計画届受理時、労働者死傷病報告受理時等あらゆる機会を活用し、足場からの墜落・転落災害の一層の防止に向けたきめ細やかな指導を徹底している。

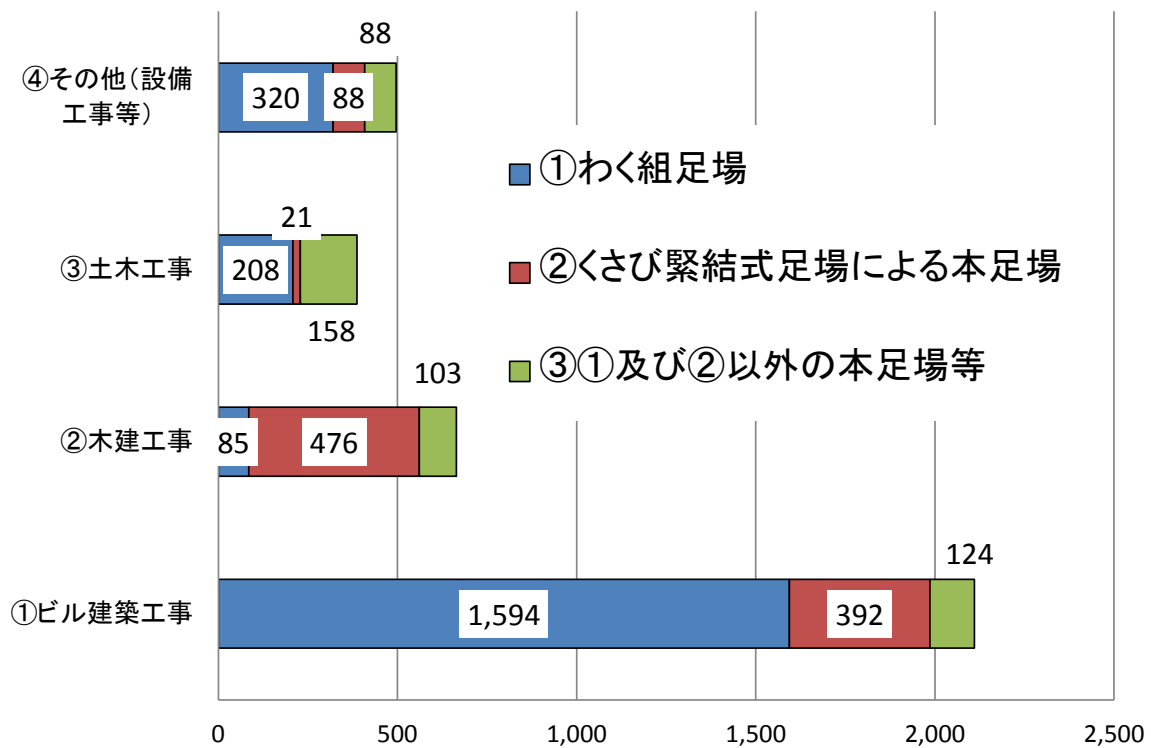
1 調査概要





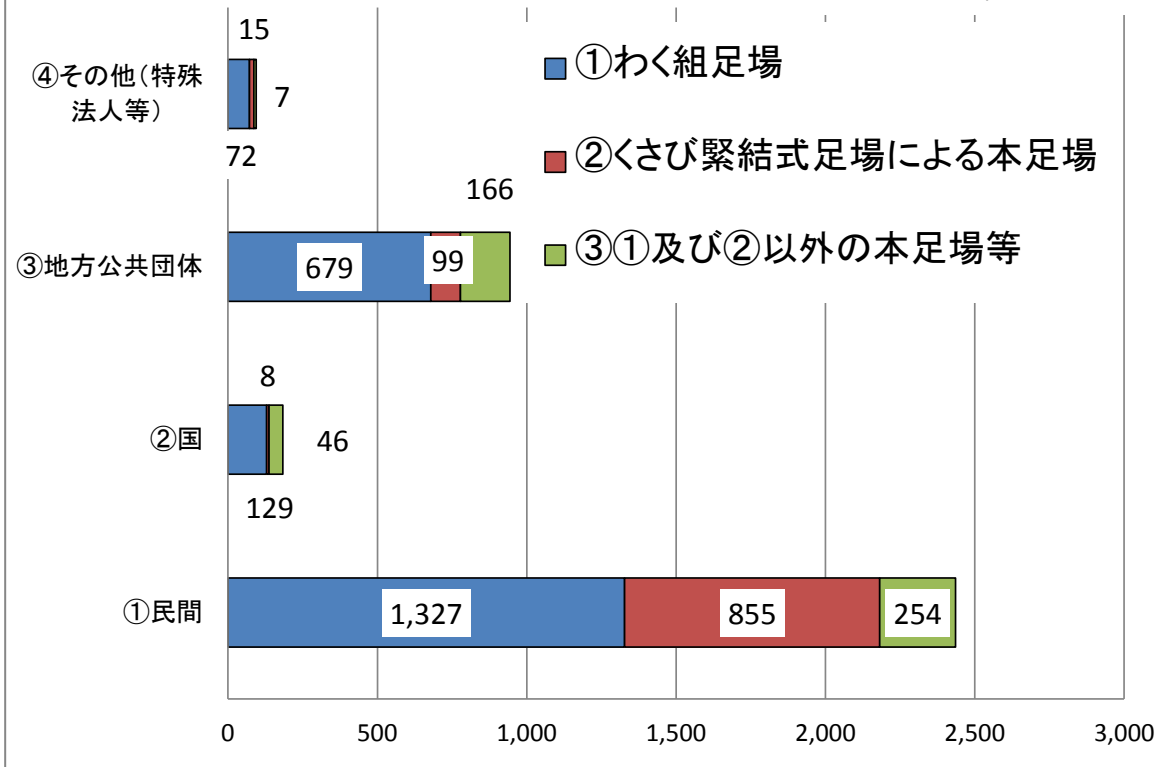
図－５ 件数内訳 工事別・足場の種類別

調査対象：3,657現場

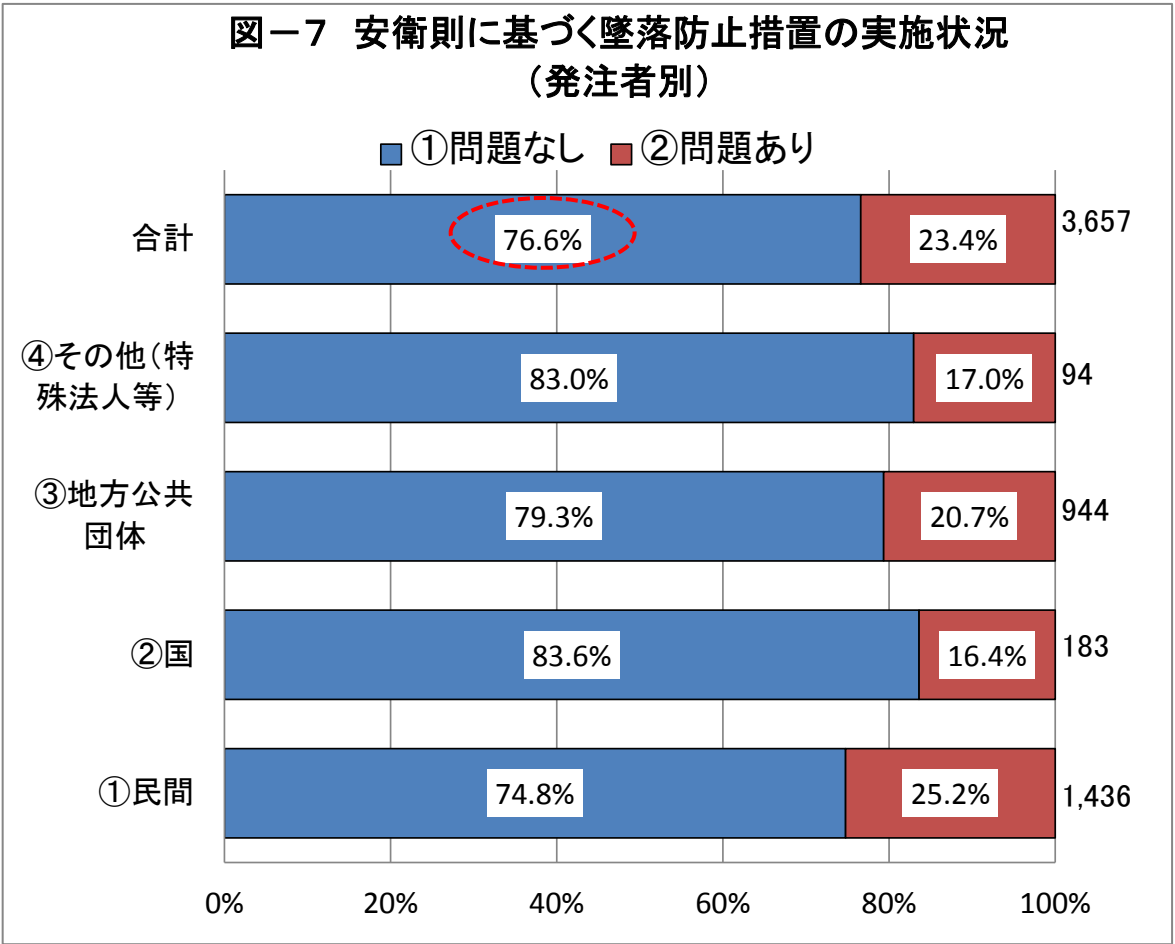


図－６ 件数内訳 発注者別・足場の種類別

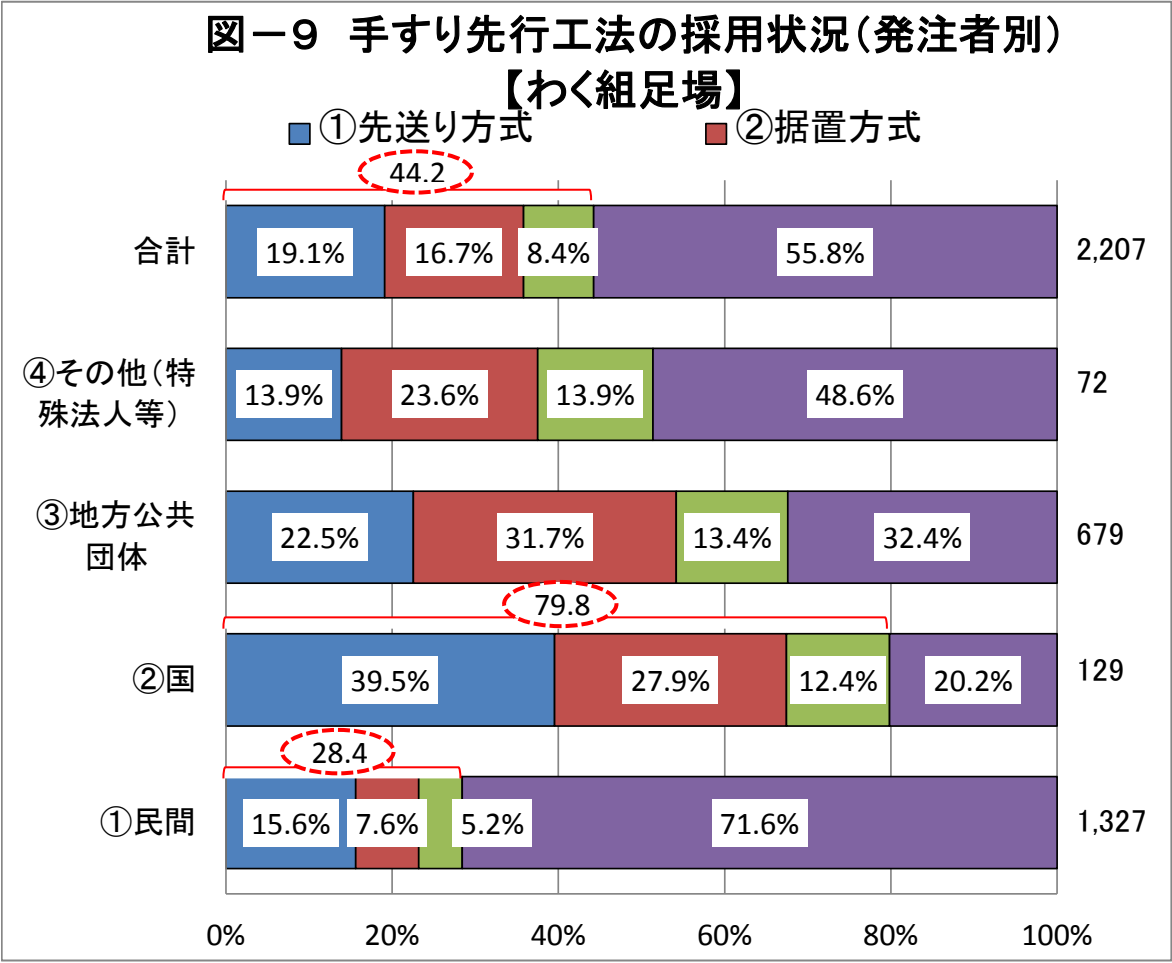
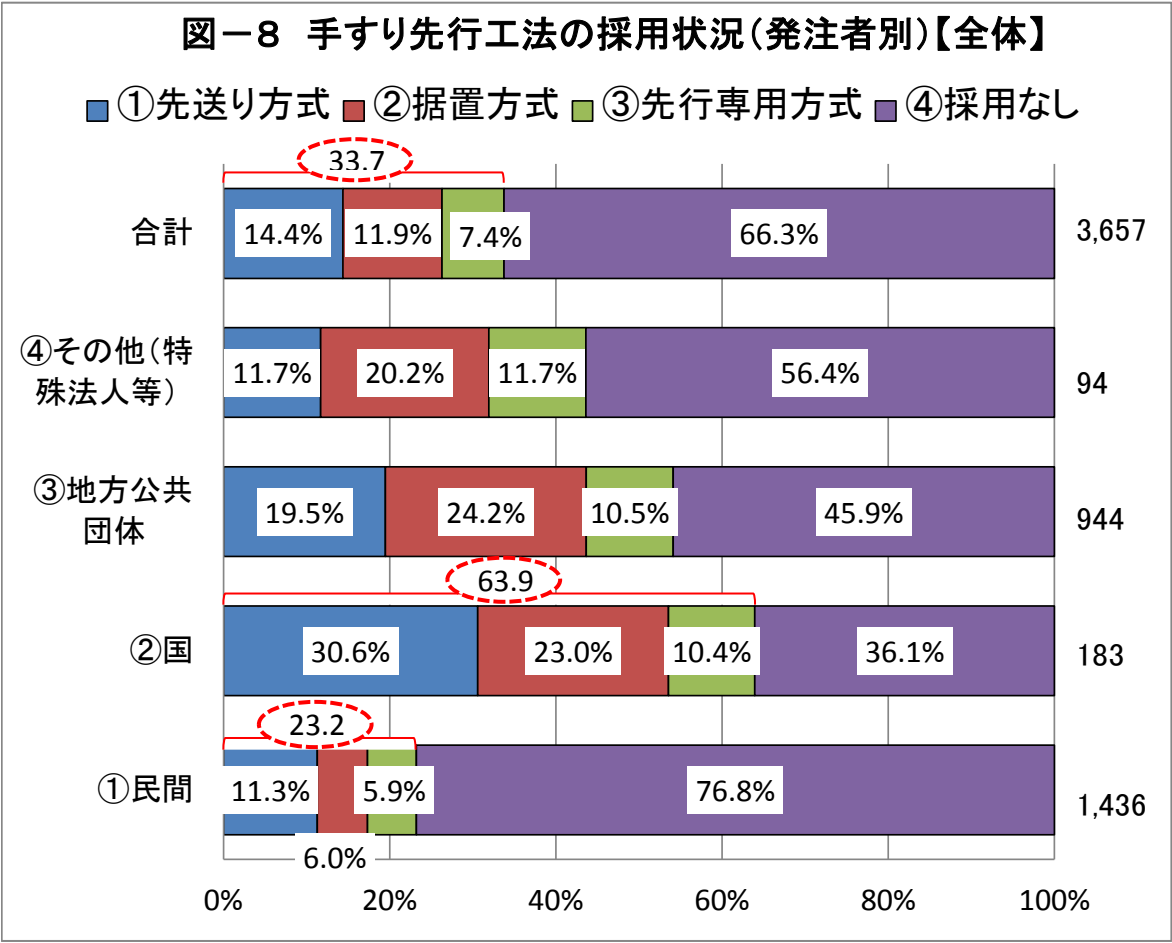
調査対象：3,657現場



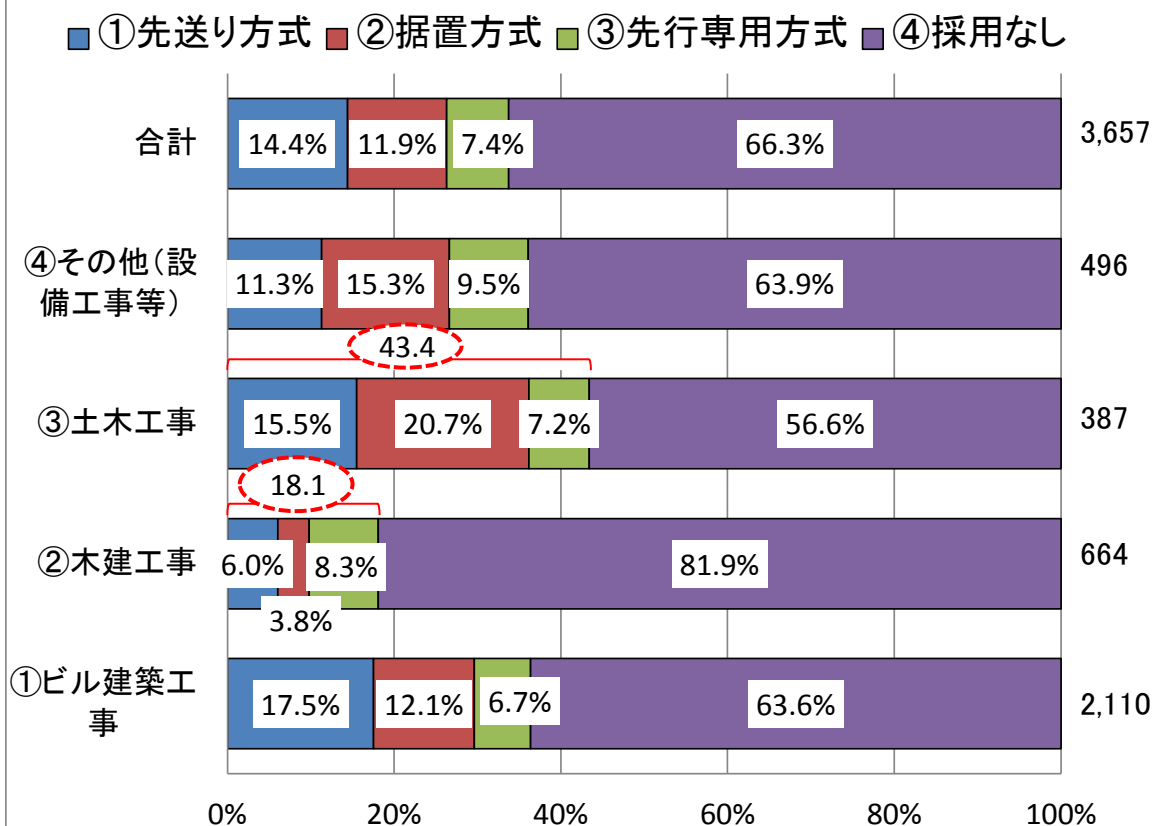
2 労働安全衛生規則に基づく墜落防止措置の実施状況



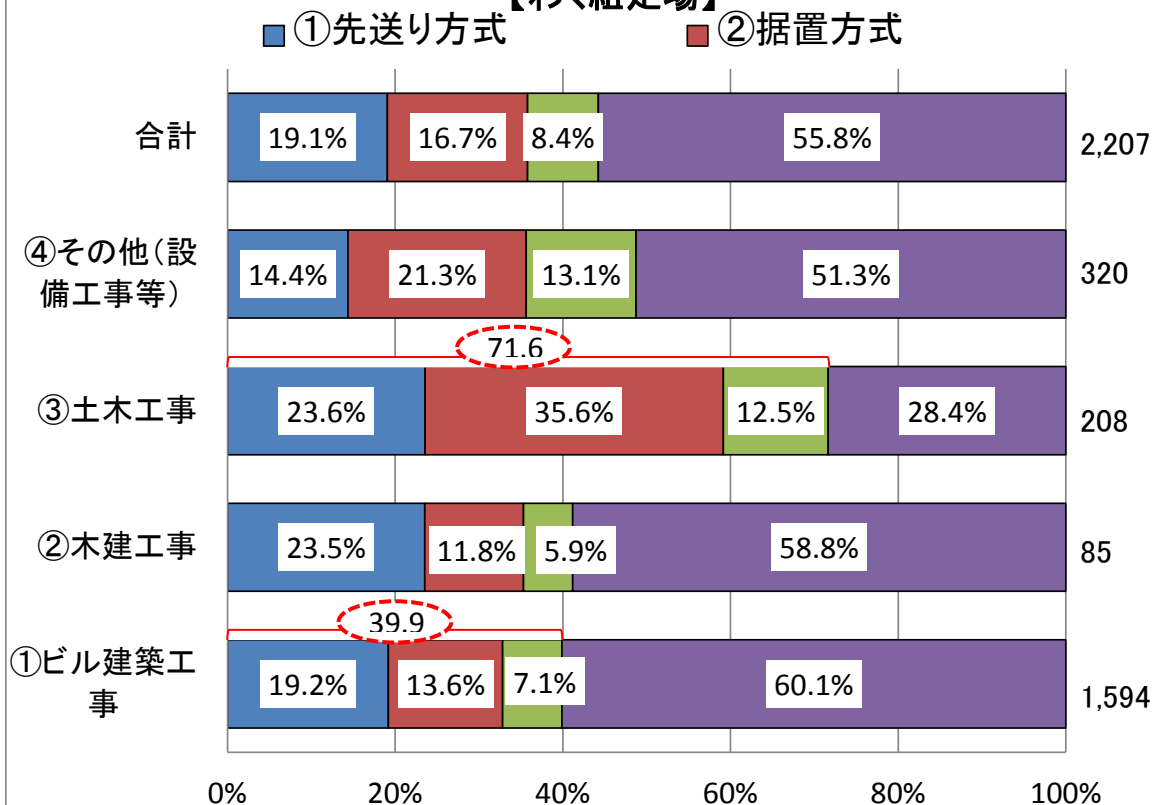
3 手すり先行工法の採用状況



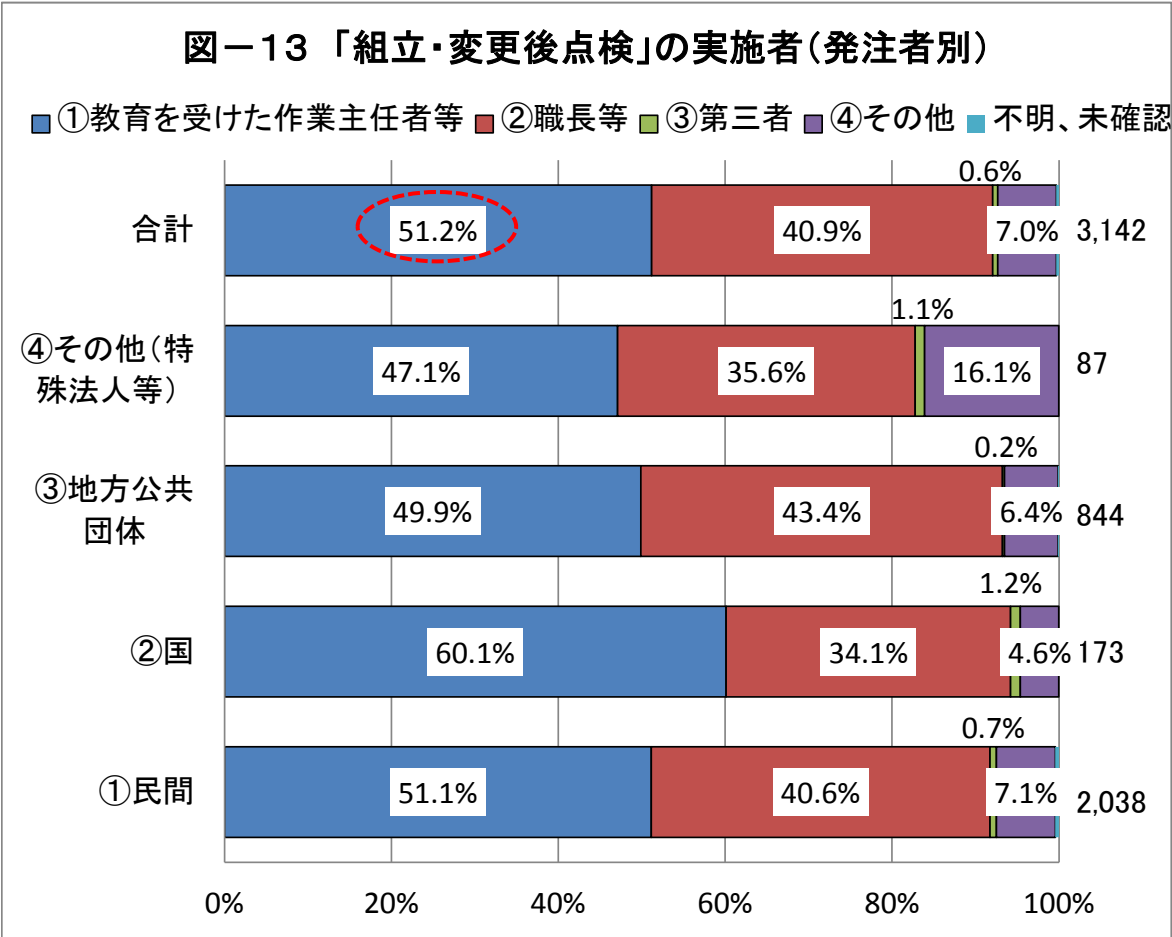
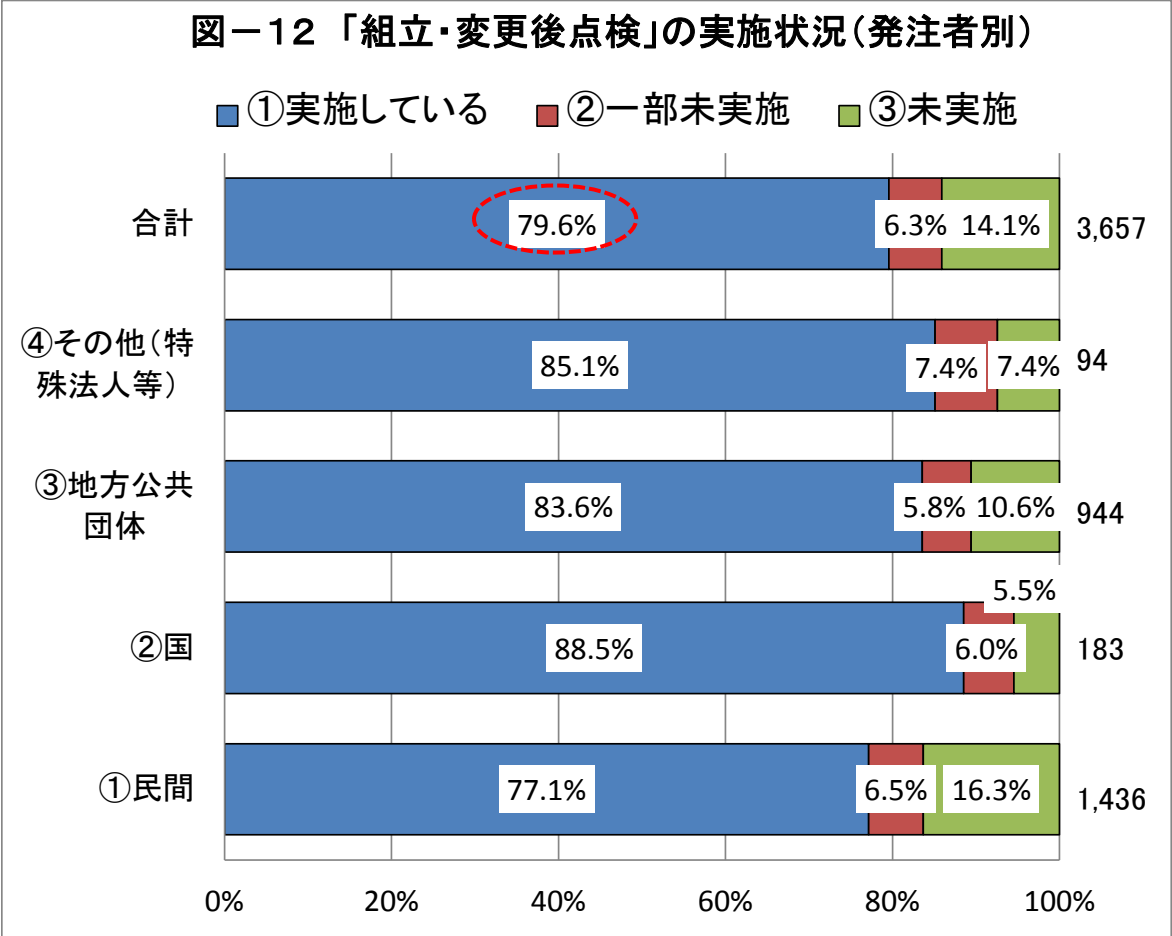
図－10 手すり先行工法の採用状況(工事別)【全体】

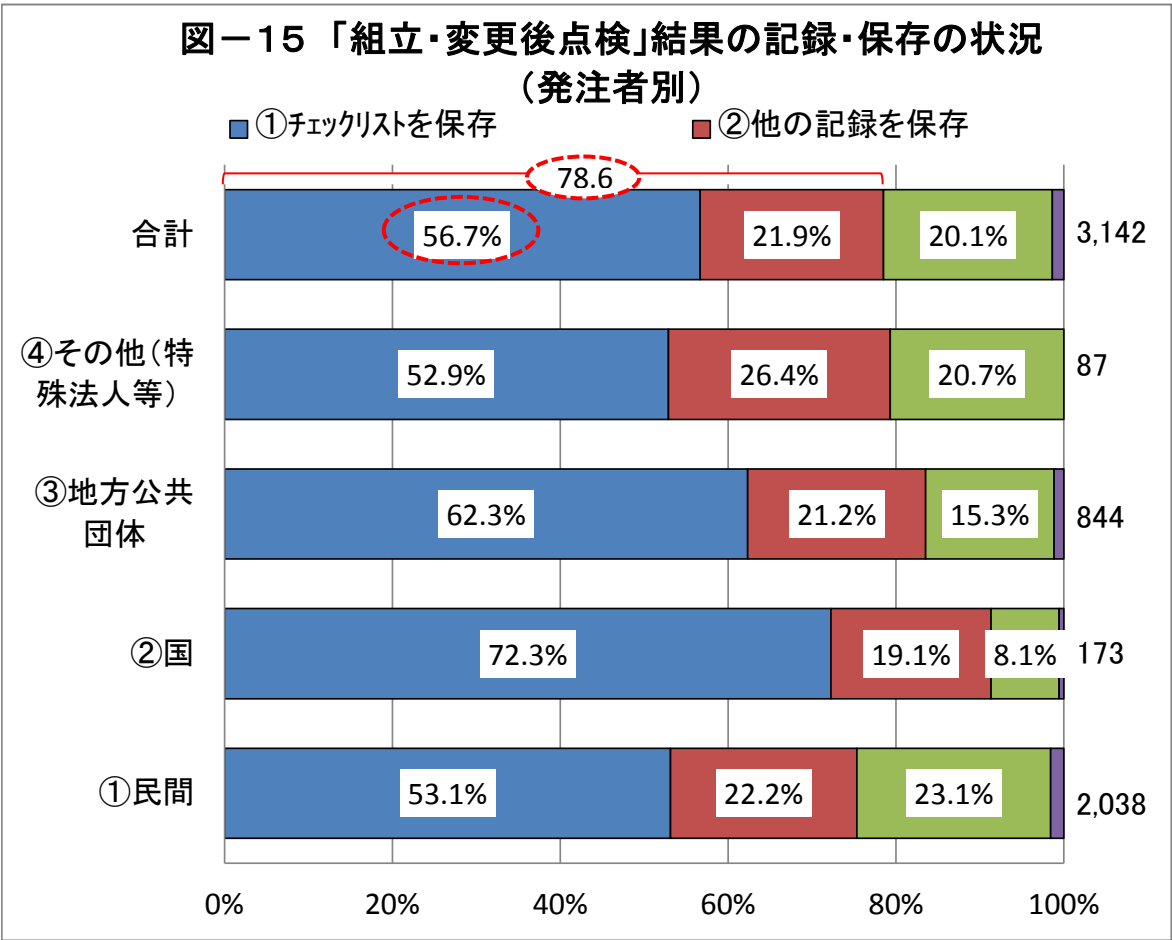
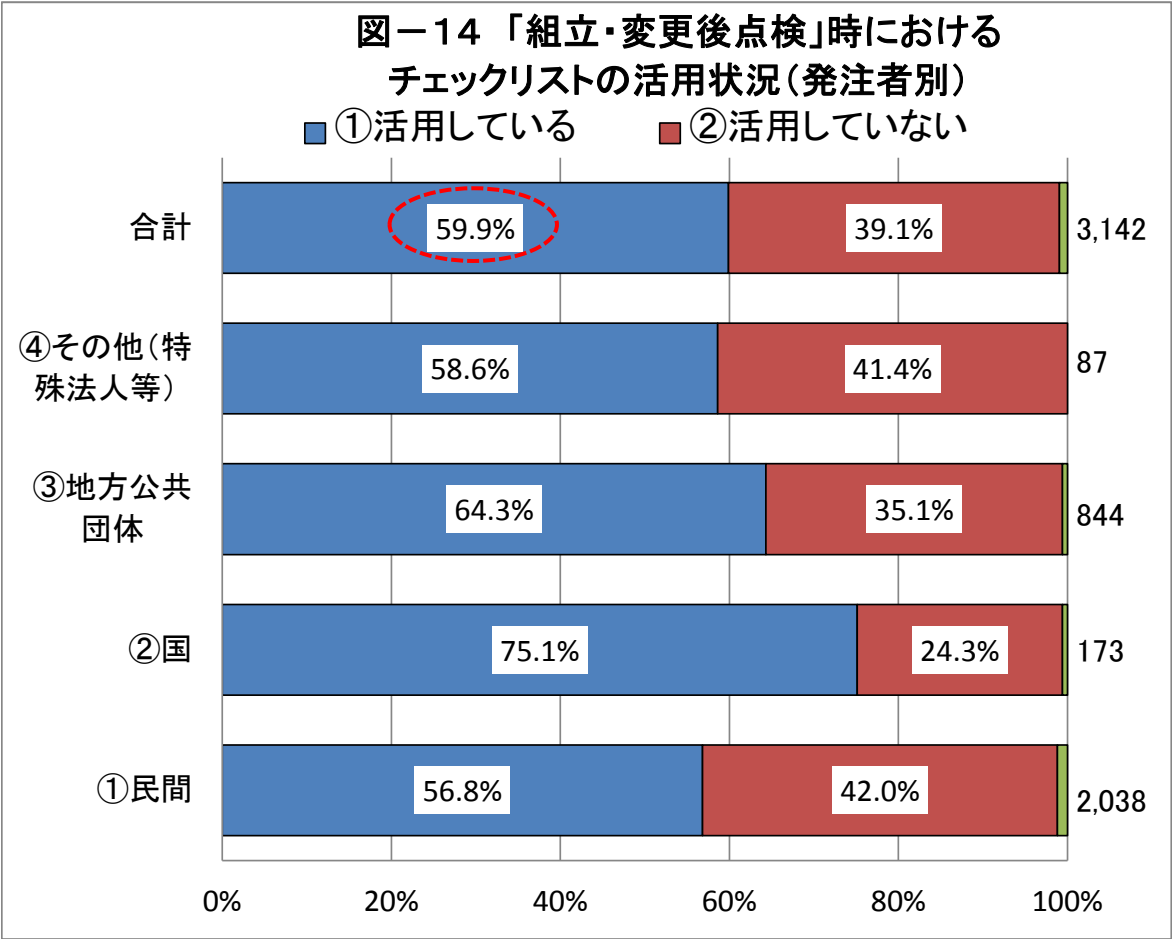


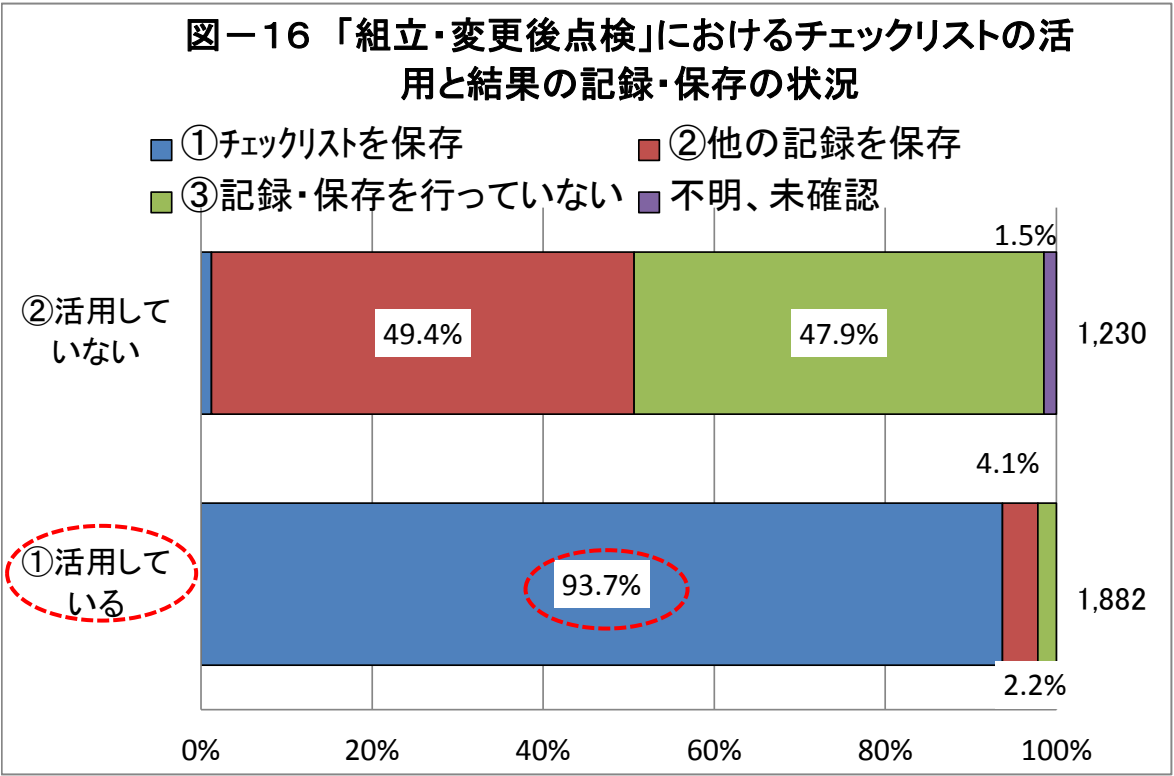
図－11 手すり先行工法の採用状況(工事別)
【わく組足場】



4 足場の点検の実施状況







5 足場からの墜落・転落災害の発生状況

表-1 足場からの墜落・転落による労働災害発生状況(休業4日以上)

	①民間	②国	③地方公共団体	④その他(特殊法人等)	総計
被災者数	42 (2)	0 (0)	9 (1)	2 (0)	53 (3)
うち、通常作業時	35 (1)	0 (0)	6 (1)	2 (0)	43 (2)
うち、組立解体時	7 (1)	0 (0)	3 (0)	0 (0)	10 (1)

※()内は死亡者数(内数)

表-2 一人親方による足場からの墜落・転落による災害発生状況(休業4日以

	①民間	②国	③地方公共団体	④その他(特殊法人等)	総計
被災者数	4 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (1)
うち、通常作業時	3 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (1)
うち、組立解体時	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)

※()内は死亡者数(内数)

6 過去の調査結果との比較について

